

知っ得情報

皆さんこんにちは!自動車課の山本滯弥です。寒さも本格的になりいよいよ冬本番ですね。

停止表示器材の必要性と義務について



さて、年も明け、寒さも増す一方で過ごしにくい日々が続いています。日照時間も短く、一日の中で暗い時間が多くなってきています。このような時には、自動車事故が多く発生する傾向にあります。もし、事故が起こってしまった場合には、事故を拡大させないために後続車などに事故を知らせる必要があります。そこで、停止表示器材の必要性と法律に基づいた義務について説明したいと思います。

停止表示器材とは、高速道路や自動車専用道路などで事故や故障により、やむを得ず道路上に停車する際に、後続車にその事を知らせるための三角形の反射器材です。停止表示器材の携帯は義務ではありませんが、高速道路や自動車専用道路などで停車する際には、表示することが義務付けられています。これに違反すると道路交通法により罰せられ、反則金と違反点数1点が課せられます。新しい事故を発生させないためにも停止表示器材の表示はとても重要なことです。

停止表示器材は、新車などで自動車を購入した際に標準

装備ではないため、持ってないという方も多いと思います。やむを得ず高速道路上などで路肩に停車する際には、慌てず安全を確保してから、救援依頼を行うことが必要です。また、発煙筒などを併用し二次被害を防ぐことも重要です。

早めのヘッドライト点灯や見通しの悪い道での徐行など気を付けましょう。自動車課でも停止表示器材の取り扱いがありますのでお気軽に下記までお問い合わせください。

